「借金」と「心」の巡回無料・法律相談会

「返しきれない借金」と「心」のこと専門家に相談しませんか。

置賜会場

相談無料
秘密厳守

弁護士による法律相談

- □収入だけでは返済できない
- □返済のために借金をしている
- □奨学金が返せない
- □病気で働けない
- □債務整理したい
- □弁護士費用がない・・・

返しきれない借金や生活資金不足でお悩みの方、震災により避難されている方もご相談下さい。

失業 転職
住宅ローン
生活費 車購入
奨学金 教育費
カードローン
医療費 介護費

【相談無料・秘密厳守】

●遠方の方、当日不都合の方も下記常設相談窓口へお電話下さい。
●「法律相談が必要かわからない」「少額だけど相談できる？」などでも専門相談員が状況をお伺いします。
●「通話料金が気になる」方、当方から電話しますので、安心です。

借金のことで・・・
- □眠れない
- □イライラする
- □毎日気分が落ち込む
- □つらい気持ちを聞いて欲しい

≪心の相談を同時開催≫

保健師による心の相談

日時：平成28年10月31日（月）
10時～16時

会場：山形県置賜総合支庁　会議室
（米沢市金池7-1-50　無料駐車場あり）
※会議室番号はご予約時にご案内します。

◆事前相談による【完全予約制】
◆申込締切 平成28年10月27日（木）

【ご予約・お問合せは下記まで】　ご予約方法などの詳細は裏面をご覧ください。

東北財務局山形財務事務所 理財課

電話 023-641-5201【相談専用】

受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）　8:30～12:00 13:00～16:30（原則として）

電話がつながりにくい場合は 023-641-5178（理財課）へ

■主催　東北財務局山形財務事務所　■協力　山形県弁護士会　／　山形県置賜保健所

「借金」と「心」の巡回無料・法律相談会（置賜会場）のご予約方法

（1）**【電話予約】**　山形財務事務所理財課 023-641-5201まで「10月の相談会予約」とお電話ください。
完全予約制です。 10月27日（木）16: 30までにお電話下さい。

（2）**【事前相談】**　電話予約の際に、専門相談員が借金の状況等をおうかがいします。

➠ 法律相談用「相談カード」を作成し、相談会当日にお渡しします。
➠「相談カード」を作成することで、弁護士相談がスムーズに進みます。
・電話予約の際に、事前相談の時間がない方はその旨お伝えください。
・通話料金がかかりますが、当方より折り返し電話しますので安心です。
※心の相談を希望しない方は、予約の際にお申し出ください。

（3）**【相談会当日】**　指定の時間までに、山形県置賜総合支庁相談会場へお越し下さい。
・弁護士による法律相談30分、保健師による心の相談30分が目安です。
・完全予約制ですが開始時間が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

よくあるご質問

**Q.「借金はありません。
心の相談だけでも受けられますか？」**

A. 今回は弁護士による法律相談との同時開催のため、心の相談時間にも制限があります。
心の相談だけをご希望の方は協力機関である山形県置賜保健所　心の健康相談窓口（常設）へ直接お電話いただくことをおすすめします。

**Q.「相談したいが、日程が合わない。」
「弁護士相談が必要か、わからない。」
「何から話をしてよいのか、わからない。」**

A. 借金の状況等をお伺いし必要に応じて、山形県弁護士会等の法律相談にお繋ぎします。法律相談の日程調整やどんな時に法律相談が必要か、また相談内容の整理もお手伝いします。山形財務事務所**「借金に関する相談窓口」 023-641-5201へ** お電話下さい。

山形県置賜保健所

心の健康相談　0238-22-3015

受付時間　月～金　（祝日・年末年始除く）
8:30～17:15 【相談無料】 住所：米沢市金池3-1-26

山形県置賜保健所　地域保健予防課では
保健師による心の相談を随時行っています。
ご本人からの相談やご家族からの相談も受付しています。

≪こんな時にお気軽にご相談ください≫
たとえば
- □思い当たる原因がないのに、夜眠れない
- □家族の様子、言動がどうもおかしい
- □お酒がやめられない、お酒でトラブルが多い
- □昼と夜の生活リズムが逆転
- □不登校、ひきこもり・・・　など

山形県置賜総合支庁の地図（ホームページより転載）

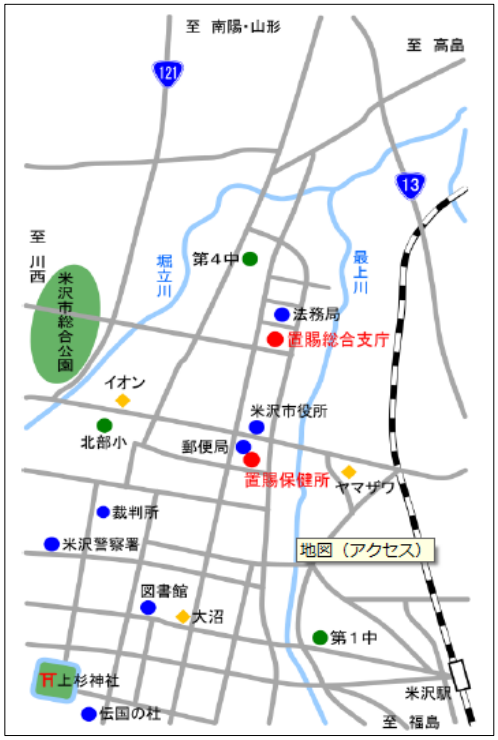

≪公共交通機関をご利用の場合≫
・最寄りのバス停は「米沢市役所前」と「春日二丁目」。
どちらのバス停からも徒歩5分程度。
≪お車の場合≫
・米沢市役所から500m程北側、無料駐車場あり。

＜債務整理の4つの方法＞

◇任意整理…裁判所を通さず、債権者と弁護士や司法書士などの間で返済方法を和解します。
◇特定調停…裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整します。
◇個人再生…裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済します。
◇自己破産…裁判所を通じて、債務の支払を免責してもらいます。

■ 東北財務局山形財務事務所　／住所：山形市緑町2-15-3　／相談専用電話：023-641-5201
当所は財務省や金融庁の仕事をしている国の出先機関です。安心してご相談下さい。